

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年9月17日

三朝町長 松浦 弘幸



1 業務の概要

(1) 業務の名称及び数量

施設予約システムサービス利用調達業務 一式

(2) 業務の目的

インターネットを利用した施設の予約状況確認、利用予約申込、利用料金の管理、利用状況の集計、申請書帳票等の出力等ができ、クレジットカード・電子マネー決済が可能な施設予約システムを導入し、施設利用者の利便性の一層の向上及び業務の効率化を図る。

(3) 業務の仕様

施設予約システムサービス利用調達業務公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）及び施設予約システムサービス利用調達業務仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

ア 初期導入業務

契約締結日から令和8年2月27日まで

イ 運用・保守業務

令和8年3月2日から令和10年3月31日まで

(5) 提案上限額

4,036千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

初期導入業務 令和7年度 1,936千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

運用・保守業務 令和7年度（1月分）84千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和8・9年度（各年度）1,008千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、三朝町及び他の公共機関（国、地方公共団体等）から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな

いこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (5) 三朝町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 提案するシステムについて、国や地方自治体への導入実績を有すること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、三朝町競争入札参加資格申請書類を本プロポーザル参加申請を提出するまでに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

3 受注者の選定方法

- (1) 本業務の受注者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、別紙4「施設予約システムサービス利用調達業務企画提案書評価要領」に基づき、最優秀提案者を決定する。
- (2) 最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。ただし、協議が不調のときは、企画提案書の審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

4 手続等

- (1) 公募型プロポーザルの手続き及び業務の仕様に関する担当部局
〒682-0195

鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 三朝町教育委員会事務局社会教育課

電話 0858-43-3518 ファクシミリ 0858-43-0647

メールアドレス shakaikyouiku@town.misasa.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 三朝町財政課
電話 0858-43-3516 ファクシミリ 0858-43-0647

- (3) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領等は、令和7年9月17日（水）から同年10月8日（水）までの間に、三朝町のホームページから入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年9月17日（水）から10月8日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

- (1)に同じ

5 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

- (1) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル実施要領に示す参加表明書等を4の(1)の場所に、令和7年10月8日(水)の午後5時までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 公募型プロポーザル参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出は、公募型プロポーザル実施要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)によること。

(2) 企画提案書の提出期限及び提出場所

ア 日時

令和7年10月16日(木) 午後5時まで

イ 提出場所

4の(1)の場所

7 プレゼンテーションによる企画提案書の最終審査

公募型プロポーザル参加者は、審査会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととし、委員は、その説明を聞いた上で、最終的な評価を行うものとする。

8 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

9 契約担当部局

三朝町教育委員会事務局社会教育課

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、三朝町会計規則(平成20年三朝町規則第13号。以下「会計規則」という。)第75条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第74条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 その他

(1) 価格提案書について

ア 価格提案書に記載する額は、システム構築・導入に係る経費及び運用保守に要する経費の総額とすること。

イ 価格提案書の宛名は「三朝町長 松浦弘幸」とすること。

(2) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については、失格とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は返却しない。

(6) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(7) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 三朝町は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) 情報公開の取扱い

提案者は、提案書が三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(9) 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(10) その他

詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。